

監理技術者の専任の緩和について

建設業法の改正等により、「特例監理技術者」は「**専任特例 2 号の監理技術者**」となります。
また、兼務できる工事の施工場所については、これまで「工事現場間の距離が概ね 10km 以内」としていましたが、加えて、**施工場所が「長門市内」**であれば兼務可能とします。

記

1 兼務対象工事

以下の条件を全て満たす工事

- ①請負対象設計額が 3 億円未満（営繕系工事の場合は 2 億円未満）の工事
- ②工事の技術的難易度について、監理技術者の兼務に支障がない程度であると、発注者が認めた工事

2 兼務要件

- ア 監理技術者補佐を専任で配置すること
- イ 監理技術者補佐は必要な資格を有する者であること
- ウ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
- エ 同一の監理技術者を配置できる工事の数は 2 件までであること
- オ 監理技術者が兼務する工事現場間の距離が概ね 10 km 以内、**又は長門市内**であること
- カ 監理技術者は主要な会議への参加、工程の立会等を適正に遂行できること
- キ 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること
- ク 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること

3 施行期日

令和 7 年 9 月 1 日以降に入札公告又は指名通知する工事から適用する

4 注意事項

- 専任特例 2 号**の監理技術者の配置が認められない工事は、入札公告等に明記します。
- 低入札価格調査の結果、調査対象者を落札者として請負契約を締結する場合の配置技術者は、本取扱いに関わらず専任となります。なお、当該工事の現場代理人を兼ねることができません。また、他の工事の監理技術者、主任技術者及び現場代理人等を兼ねることができません。
- 専任特例 2 号**の監理技術者に求められる職務は、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理であることに変わりありません。